**漁具機器類購入費助成事業実施要領**

**第１　趣　旨**

　経営状況が厳しい本村の水産業従事者の経営の安定を図るため、漁具機器類等の購入助成事業を実施し、漁業所得と生産意欲の向上による本村水産業の振興を目的とする。

**第２　助成の内容**

　漁船に設置する漁具（機器類：船舶に設置する機器）で購入価格が１０万円以上の物について、半額の助成を行う。但し、前年度に助成を受けた漁具と同等の物は３年間は対象外とする。年度を通して、２回の購入分までを対象とする。船舶本体･船舶の機器･漁具等の修繕等に関する費用は対象外とする。

**第３　助成の限度**

　助成の限度額は、漁具（機器類）については、５００，０００円とする。

**第４　助成の対象者**

　この助成事業の対象者は、本村に居住している奄美漁協正組合員（漁船登録者のみ）とする。ただし，過年度分の村税等の各種納付金の未納者については、対象としないこととする。

**第５　助成の申請**

　漁具（機器類）の助成を受けようとするものは、申請書を大和村長に提出し、承認を受けなければならない。また、申請時に漁具の購入先・品名・規格等明細書（見積書・カタログ）を添付すること。

**第６　助成の申請期間**

　申請期間は、令和５年４月２５日～令和６年２月１日までとする。

**第７　助成の決定**

　村長は、漁具（機器類）助成の申請内容が適当であると認めた場合は、助成金交付決定通知を交付する。

**第８　助成の期間**

　令和５年４月１日～令和６年３月３１日までとする。

**第９　助成の方法及び助成金支払い**

　村からの助成金決定通知者は、漁具を購入した後、その領収書（写し）又は支払計画書（ローン申込書等の写し（消費者金融等は除く））を村へ提出し、村は限度額の範囲内で半額を助成する。

**第10　確認検査**

　漁具（機器類）については、産業振興課長、まほろばやまと漁業集落役員(1名)が立ち合いのもと確認検査を行う。

**第11　支払い方法**

　助成対象者への支払は、月締めで行う。

**第12　その他**

　この要領に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定めるものとする。

　　 附　則

　　　　この実施要領は，平成３１年４月１日から施行する。

　　　附　則

　　　　この実施要領は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

　　　　この実施要領は，令和４年４月１日から施行する。

　　　附　則

この実施要領は，令和５年４月１日から施行する。

【事務の流れ】

申請（漁業者が村へ申請をする）

**↓**

村の審査（申請に対し審査を行い，助成の決定）

**↓**

助成決定通知及び交付（助成決定通知の交付）

**↓**

助成金の請求（助成対象者は，漁具購入費支払後，領収書を添付し村へ請求，又は支払計画書を添付し村へ請求）

**↓**

村が助成金の支払い（助成対象者へ支払い）

**↓**

完成報告書作成 確認検査を行い、完成調査を提出する。